

補助金交付決定を受けた中小企業者への支援（経済環境変動対策資金）

Q：補助事業に資する設備資金・運転資金とあるが、設備投資のみを補助対象として交付決定を受けている場合、どのような運転資金について融資の申込ができるのか？

A：交付決定を受けた補助事業の実施のための人件費や広告費等、増加運転資金に限ります。
具体的には、交付決定を受けた補助金の申請書類に、補助事業の実施において新たな運転資金の必要性が記載されている等、保証申込において運転資金の調達が必要な理由を説明できる必要があります。

Q：補助事業に資する設備資金・運転資金とあるが、補助金が入金になるまでのつなぎ資金と、補助金交付分以外の自己資金負担分の両方同時に融資の申込ができるのか？

A：つなぎ資金（短期）と補助金交付分以外の自己負担分の資金（長期）を2口に分けて利用することができます。

Q：どのような補助金の交付決定を受けた場合に対象となるのか？

A：本市では、以下の補助金の交付決定を受けた場合を想定しています。

補助金名
事業再構築補助金
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
IT導入補助金
小規模事業者持続化補助金（一般枠）
小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
事業承継・引継ぎ補助金
低公害車導入促進事業助成金
スタートアップ支援補助金
令和4年度（2022年度）第2回くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金
新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金
熊本市創業者チャレンジ支援補助金
熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金【省エネルギー設備（事業者向け）】
熊本市EC展開支援事業補助金

※上記の補助金以外で保証申込される場合、事前に商業金融課までご相談ください。

Q：補助金の交付決定通知書に交付決定金額が記載されていなくても融資の申込ができるのか？

A：交付決定通知書に金額が記載されているもののみを融資対象とします。